

平成27年9月2日

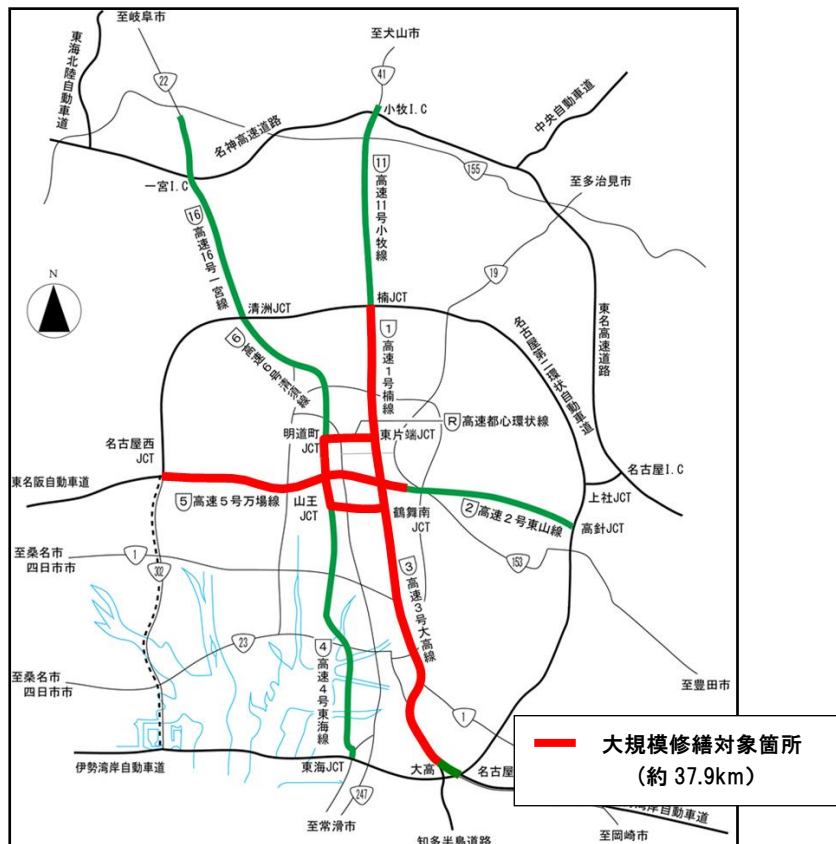


大規模修繕実施に伴う料金の徴収期間の変更に対する認可について

名古屋高速道路公社は、大規模修繕実施に伴う法律上の手続きを進めてまいりましたが、このたび平成27年9月2日に国土交通大臣から道路整備特別措置法第13条に基づき、大規模修繕実施に必要な財源を確保するために、料金の徴収期間を平成57年12月まで（現行の計画から6年2ヶ月延長）とさせていただく旨の認可を受けましたのでお知らせします。なお、現在の料金額については、変更ありません。

お客さまに「安全」「安心」「快適」な道路サービスを提供するため、今後、大規模修繕に取り組んでまいります。工事の実施に当たっては、関係機関と連携しつつ、お客さまや地域の皆さまのご理解をいただきながら進めてまいります。

大規模修繕の対象箇所図



※実施予定年度：平成27年度～平成41年度

「名古屋高速道路の大規模修繕計画」は下記からご確認いただけます。
<http://www.nagoya-expressway.or.jp/news/detail/513>